

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 17 日

金 曜 日

第 4180 号

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関の名称の変更 1
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 2
- 道路の供用開始
- 県道の路線名の変更 3
- 家畜の検査命令
- 富山県卸売市場整備計画 10
- 指定代理納付者の指定 11
- 都市計画事業の事業計画の変更認可

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 12
- 争議行為の通知の公表 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第131号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成29年 3 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	中部薬品 富山太郎丸薬局 富山市太郎丸本町四丁目2番2号	V・drug 富山太郎丸薬局 富山市太郎丸本町四丁目2番2号	平成29年 2 月 1 日

精神通院医療	中部薬品 富山婦中薬局 富山市婦中町西ヶ丘1925	V・drug 富山婦中薬局 富山市婦中町西ヶ丘1925	平成29年2月1日
精神通院医療	中部薬品 高岡羽広薬局 高岡市羽広二丁目1番6号	V・drug 高岡羽広薬局 高岡市羽広二丁目1番6号	平成29年2月1日
精神通院医療	中部薬品 高岡木津薬局 高岡市木津458-14	V・drug 高岡木津薬局 高岡市木津458-14	平成29年2月1日
精神通院医療	中部薬品 中曽根薬局 高岡市中曽根2814番	V・drug 中曽根薬局 高岡市中曽根2814番	平成29年2月1日

富山県告示第132号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成29年3月17日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名称	所在地			
中部薬品富山花園薬局	富山市花園町三丁目8番地3号	精神通院医療		平成29年3月31日

富山県告示第133号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月17日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 魚津生地入善 線	黒部市経立野字道万 376番 3 から 黒部市生地字神明町浜1327番 2 まで	平成29年 3 月 19 日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第134号

県道の路線名の変更について

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成29年 3 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 変更の内容

整理番号	現路線名	変更後路線名
131	高岡新駅停車場線	高岡やぶなみ停車場線

2 変更期日

平成29年 3 月 17 日

富山県告示第135号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 5 条第 1 項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第 2 項の規定により公示する。

平成29年 3 月 17 日

1 ブルセラ病

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 結核病

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

5 馬伝染性貧血

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

ウ ア又はイの馬と同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第 158号）による競馬に出場する馬

オ 競技用の目的で飼育している馬及び当該馬と同一施設内で飼育している馬

カ その他農林水産大臣又は知事が指定する馬

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

6 腐蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

7 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、
ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

8 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

9 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

- (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

10 豚コレラ

- (1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

- (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 アカバネ病

- (1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

- (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

12 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

13 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

14 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

15 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

富山県告示第136号

富山県卸売市場整備計画について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり富山

県卸売市場整備計画を定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成29年 3 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」については省略し、その計画書を富山県農林水産部農産食品課に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第137号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

平成29年 3 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

富山県告示第138号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

滑川市

2 都市計画事業の種類及び名称

滑川都市計画道路事業

3・5・5号 加島町下島線

3・5・1号 滑川海岸線

7・6・5号 吾妻町加島町線

3 事業地

収用の部分

富山県滑川市加島町、領家町及び河端町地内

使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成13年 8 月13日から平成31年 3 月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成29年 2 月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共同生活型自立支援機構

3 代表者の氏名

川又 直

4 主たる事務所の所在地

富山県黒部市宇奈月温泉5509番地16

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校児童・生徒並びに生活困窮者に対して、不登校やひきこもり等の青少年問題並びに生活困窮者に関する支援事業活動を行うと共に、支援者個人や支援団体をも支援し、子どもたちの健全育成、社会的自立及び生活困窮者への社会的自立支援に寄与することを目的とする。

争議行為の通知の公表

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長向井崇から、平成29年3月10日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

2017年春闘要求及び年度末手当要求に関する件

2 日時

平成29年3月21日午前8時30分から妥結に至るまで

3 場所

高岡市永楽町5番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院
滑川市常盤町119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年3月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

山室ショッピングセンター 富山市中市字法心田割10番地1 ほか4筆

2 店舗を設置する者 株式会社OSCAR J. J

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 本郷 俊作 射水市大門町流通センター水戸田3丁目4番地 ほか17

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 大森 実 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか10

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場1 建物1東側 ほか2 854台

(変更後) 駐車場1 建物1東側 ほか2 495台

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分～午後10時20分

(変更後) 午前8時～午後10時30分

4 変更の日 平成29年9月7日 ほか

5 変更の理由

駐車台数に余裕があるため、一部を月極賃貸として利用するとともに、これに伴い来客が駐車場を利用できる時間帯を変更して、地域住民へのサービス向上を図るため ほか

6 届出の日 平成29年3月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年3月17日から平成29年7月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

